

再商品化業務規程

平成 8年12月18日制定
平成14年 4月 1日改正
平成18年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
令和 4年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この業務規程は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（以下「容リ法」という。）第24条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」という。）の再商品化業務の実施に関する基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 当協会は、再商品化業務を実施するに際しては、容リ法の目的に則り、適正かつ確実な運営を図り、分別基準適合物の再商品化を円滑に実施するように努める。

(用語)

第3条 この業務規程で使用する用語は、容リ法において使用する用語の例による。

(再商品化業務の実施方法)

第4条 当協会は、市町村から引き取った分別基準適合物の再商品化に関して、特定事業者から委託を受け、再商品化に必要な行為を業として実施する者（以下「再商品化事業者」という。）を、公平な方法により選定し、委託することにより業務を実施する。

2. 再商品化事業者の選定は、容リ法第2条第6項の規定に基づき主務大臣の指定を受けた保管施設を単位として、一般競争入札により行う。ただし、再商品化実施方法等により、入札者が限定される場合には、この限りでない。
3. 再商品化された製品（以下「再商品化製品」という。）の販売は、原則として再商品化事業者が行う。
4. 当協会は、容リ法第10条の2の規定に基づき市町村に対して支払う金銭（以下「再商品化合理化拠出金」という。）の支払いを行う。

(委託料金の額の算出方法)

第5条 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する料金、及び再商品化実施契約を締結する再商品化事業者を支払う又は当該再商品化事業者から徴収する料金は、予め当協会が定めた単価に、委託量を乗じて求められる。

2. 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する特定分別基準適合物の再商品化を実施するための料金の単価は、特定分別基準適合物ごとに、当該年度に当協会が引き取ることが見込まれる特定分別基準適合物を再商品化するために、当協会が支払うことになると見込まれる総額を、当該年度に当協会が再商品化委託の申込を受けることになると見込まれる総量で除して求められる。
3. 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する再商品化合理化拠出金の支払いのための料金の単価は、特定分別基準適合物ごとに、当該年度分の再商品化合理化拠出金として当協会が支払うことになると見込まれる総額を、当該年度に当協会が特定事業者からの再商品化委託の申込を受けることになると見込まれる総量で除して求められる。
4. 再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に支払う又は当該再商品化事業者から徴収する料金の単価は、原則として第4条第2項で規定する一般競争入札で決定される。

(特定事業者との委託料金の收受)

第6条 当協会は、再商品化契約を締結する特定事業者から、予め申し込まれた委託量に、第5条第2項の規定に基づいて決定された単価を乗じた料金を当該年度に徴収する。

2. 当協会は、前項に加え、再商品化契約を締結する特定事業者から、予め申し込まれた委託量に、第5条第3項の規定に基づいて決定された単価を乗じた料金を当該年度の次年度に徴収する。

(再商品化事業者との委託料金の收受等)

第7条 当協会は、第5条第4項の規定に基づいて決定される単価が、当協会が支払うものとして決定された場合は、再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に対して、再商品化を行った実績量に、当該単価を乗じた料金を支払う。

2. 当協会は、第5条第4項の規定に基づいて決定される単価が、当協会が徴収するものとして決定された場合は、再商品化実施契約を締結する再商品化事業者から、再商品化を行った実績量に、当該単価を乗じた料金を徴収する。
3. 当協会は、前項の規定に基づいて徴収した金銭を、分別基準適合物を当協会に引き渡した市町村に拠出する。

(当協会の責任)

第8条 当協会は、再商品化契約に基づき、分別基準適合物を再商品化しなければならない。

(再商品化契約を締結する者の責任)

第9条 再商品化契約を締結する特定事業者は、再商品化契約に基づき、分別基準適合物の再商品化を実施するための料金及び再商品化合理化拠出金の支払いのための料金を、指定された期日までに、指定された方法で支払わなければならない。

(再商品化実施契約を締結する者の責任)

第10条 再商品化実施契約を締結する再商品化事業者は、当協会との再商品化実施契約に基づき、

分別基準適合物を、契約で定められた委託料金の、再商品化しなければならない。

(認定再商品化計画に基づく再商品化業務の特例)

第11条 当協会は、特定事業者から委託を受けた再商品化業務のうち、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラ法」という。)第33条第3項の規定による認定を受けた再商品化計画(プラ法第34条第1項の規定による変更又は同条第2項及び第3項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定再商品化計画」という。)に基づく業務については、第4条第1項及び第2項、第5条、第7条並びに第10条の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところにより実施する。なお、この条において使用する用語は、プラ法で使用する用語の例による。

一 再商品化業務の実施方法

認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、プラ法第35条の規定により容り法の規定を適用し、当該認定再商品化計画に基づき再商品化を行う市町村及び再商品化実施者と特定事業者の再商品化義務に係る当該プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る契約を締結し、第三号に関する業務を適正に実施する。

二 委託料金の額の算出方法

再商品化実施者に支払う料金は、認定再商品化計画に記載された単価(プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。)に、再商品化実施者が認定市町村から引き取った実績量(プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。)を乗じて求められる。

三 再商品化実施者との委託料金の收受等

当協会は、再商品化実施者に対して、認定再商品化計画に記載された単価に、再商品化実施者が認定市町村から引き取った実績量(プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。)を乗じた料金を支払う。

四 契約を締結する者の責任

再商品化実施者は、認定再商品化計画及び当協会との契約に基づき、認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物を、第二号で求められる委託料金の、再商品化しなければならない。

附則(平成8年12月18日)

この規程は、厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣、および農林水産大臣の認可があった日から施行する。

附則(平成14年3月1日)

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日）

第5条（委託料金の額の算出方法）、第7条（再商品化事業者との委託料金の収受）および第7条の2（市町村への資金の拠出）の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月25日）

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月2日）

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、令和4年4月1日から施行する。